

令和4年度 答申第1号

(令和5年3月24日)

宝塚市行政不服審査会

答 申 第 1 号

令和5年3月24日

(2023年)

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市行政不服審査会

会長 曾 和 俊 文

住居確保給付金支給中止処分に対する審査請求に係る裁決について（答申）

令和4年（2022年）11月18日付け宝塚市諮問第32号で諮問のあった住居確保給付金支給中止処分に対する審査請求に係る裁決について、当審査会は、慎重に審査した結果、別添のとおり答申します。

別添において、審査請求をした[]を「審査請求人」と言います。また、宝塚市長を「処分庁」又は「審査庁」と呼びます。

第1 審査会の判断

処分庁が審査請求人に対して行った住居確保給付金支給中止処分について取消しを求める審査請求は、認容すべきである。

第2 事案の概要

- 1 本件審査請求は、処分庁が審査請求人に対して行った住宅確保給付金支給中止処分（以下では、「本件処分」という。）について、本件処分の理由として求職活動状況報告書に求人への応募履歴が記載されていなかったためとされているが、審査請求人が求人への応募をしなかったのは、処分庁と宝塚市社会福祉協議会から審査請求人に対し、生活困窮者就労訓練事業についての説明や求人に関する情報の提供がなかったこと、求職活動要件について正確な説明が受けられなかったことが原因であるため、本件処分は違法ないし不当であるとして、その取り消しを求めるものである。

2 関係法令の定め

本件各処分に関係する法律等の規定は以下のとおりである。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律 105 号。以下「法」という。）

ア 法は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする（法第 1 条）。

生活困窮者住居確保給付金は、生活困窮者（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）のうち、離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給される給付金である（法第 3 条 3 項）。

生活困窮者住居確保給付金の支給は都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行うものとされており、都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち、厚生労働省令で定める要件を満たす者に対し、厚生労働省令で定めるところに従い、生活困窮者住居確保給付金を支給することとされている（法第 6 条）。

イ 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる（法第 5 条 2 項）。

- (2) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年 2 月 4 日厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）

規則は、生活困窮者住居確保給付金の支給対象となる生活困窮者の要件の一つ

として、「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。」を要すると定めている（規則第10条5号。以下、同号の定める要件を「求職活動要件」という。）。

生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第一号）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出しなければならない（規則第13条）。

都道府県等は生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対し、当該生活困窮者の就職を促進するために必要な支援を行うものとされ、都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業において就労支援を受けることその他当該生活困窮者の就職を促進するために必要な事項を指示することができる（規則第14条）。

当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、生活困窮者住居確保給付金は支給されない（規則第15条）。

(3) 厚生労働省の発出した「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（令和3年2月1日第9版。以下単に「マニュアル」という。）

マニュアルでは、求職活動等要件について、自治体は、支給対象者に対し、常用就職に向けた次のイ）～ハ）の求職活動等を行うことを指示するものとされている（53頁）。

イ）月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

ロ）月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける

ハ）原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

また、生活困窮者住居確保給付金の支給申請を受けて、自立相談支援機関により支給対象者のアセスメントが行われ、その結果に基づきプランが作成されることとされている。アセスメントにおいては、支給対象者の離職等理由、離職等期間、資格の有無等を総合的に勘案し、支給対象者の状況に応じた適切な就労支援を選択するものとされ、自治体は、策定されたプランに基づき、誠実かつ熱心に求職活動を行うことを指示するものとされている（53頁）。

さらに、自治体は、受給者が誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する自治体の指示に従わない場合、生活困窮者住居確保給付金の支給を中止することとされている（63頁）。

3 審査請求に至る経緯及び基礎事実

(1) 審査請求人は、令和3年（2021年）7月13日、宝塚市社会福祉協議会（せいかつ応援センター）を通じて、処分庁に生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）を提出し、生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を申請した。前記申請書の裏面には注意事項の6として「規則第14条に基

づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します」と記載されていた。

なお、宝塚市社会福祉協議会（せいかつ応援センター）は、法第5条2項に基づいて宝塚市からの委託を受け、生活困窮者自立相談支援事業を実施する者（自立相談支援機関）である。

- (2) 一方、上記申請書と同時に提出された住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）には、誓約事項として「受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと及び自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること」と記載され、その下に次のように記載されていた（以下、これらの内容を、要件①ないし要件③と表記することがある。）。

①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける

③原則週1回（1社）以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

審査請求人は、上記誓約事項の横のチェックボックスにチェックを入れた上で、住居確保給付金申請時確認書に署名の上、提出した。

- (3) 処分庁は、令和3年（2021年）7月19日付で、支給額を月額4万円、支給期間を令和3年7月（同年8月家賃相当分）から同年9月（同年10月家賃相当分）として、住居確保給付金の支給を決定し、同日、住居確保給付金支給決定通知書（宝せ支第105号）を審査請求人宛に普通郵便で郵送した。同通知書の裏面には注意事項として要件①ないし要件③の内容が記載されていた。

また、処分庁は、同通知書にあわせて「住居確保給付金を受ける事が決定した方へ」と題する文書を郵送した。同文書には、「同封している参考様式6,7,9を郵送等により、毎月10日までに提出してください。」等と書かれ、「求職活動等状況報告書」、「職業相談確認票（住居確保給付金・総合支援資金）」及び「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」の各書式が同封されていた。

- (4) 令和3年（2021年）7月21日、審査請求人、せいかつ応援センターの[]及び「はたらく応援センター」の[]が出席し、三者面談が約2時間にわたって行われた。

この三者面談において、第1回目の支援プランが作成された。

また、同面談において、[]は審査請求人に対し、審査請求人が行うべき求職活動について口頭で説明を行った。

- (5) []は審査請求人に対し、以下の通り履歴書や職務経歴書の書き方についての指導を実施した。

令和3年（2021年）7月31日 来所時、対面による

同年8月3日 電話による

同年8月5日 メールによる

同年8月6日 メールによる

同年8月7日 来所時、対面による

また、同年8月6日には、XXXXXXXXXXは審査請求人に対し、メールにて英会話講師の求人情報1件を提供した。

- (6) 同年8月10日、審査請求人は、せいかつ応援センターを通じて、処分庁に対し、求職活動等状況報告書、職業相談確認票（住居確保給付金・総合支援資金）及び住居確保給付金常用就職活動状況報告書を提出した。

求職活動等状況報告書においては、要件①に関しては同年7月21日に相談支援機関の窓口で相談支援員と就職に関する相談をしたことが記載されていたものの、要件②及び要件③に関しては該当する事実の記載がなく、その理由として「今年3・4・5月と心身の不調続きのため5月末に退職し、6月より自分自身で就職活動し、パート1件採用になったが採用条件を後から変えられ、就職するのが億劫になり、今後、続けていける職種は何か考えたが答えが出なかったためです。」と記入されていた。

処分庁は、かかる記載を前提とすれば、要件②を満たしていないことに加え、審査請求人が支給決定書を受領した日から令和3年7月31日までに1週間以上の期間があったにもかかわらず、その間に求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けた事実もないことになり、要件③も満たさないため中止決定をすることになると判断した。そこで、せいかつ応援センターの相談員に対し、審査請求人に上記期間中に求人先への応募や問い合わせをした事実があれば報告させるよう指示した。

同日16時15分頃、審査請求人は、せいかつ応援センターの職員からの指示を受けて、7月1日から7月31日までの求職活動の内容を記載した書面を電子メールにて同職員宛に送信し、同職員を通じて処分庁宛に提出した。同書面には、審査請求人が7月23日から7月30日にかけて、派遣会社からのメール（計5通）を審査請求人が閲覧した事実は記述されていたものの、審査請求人の対応としては、いずれも「希望職種ではないことと、長期での就業が見込めないため応募せず。」と記載されており、結局、審査請求人が支給決定書を受領した日から令和3年7月31日までの期間に審査請求人が現実に求人への応募や問い合わせをした事実は記載されていなかった。

- (7) 処分庁は、審査請求人から追加で提出された電子メールの内容を改めて検討した結果、要件②及び要件③がいずれも充足されておらず、求職活動要件を正当な理由なく満たしていないと判断し、同年8月12日付けで、住居確保給付金の支給を中止することを決定した（本件処分）。
- (8) 審査請求人は、同年10月31日付けで、原処分の取消しを求めて審査請求（本件審査請求）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 処分庁と宝塚市社会福祉協議会から審査請求人に対して、生活困窮者就労訓練事業についての説明や求人に関する情報の収集、提供がなかった。

したがって、法第16条違反及び法第17条違反がある。

- (2) 審査請求人は、宝塚市社会福祉協議会（せいかつ応援センター）の [] から「初めは期間が短いので何も書かなくていい」と言われていたのであって、審査請求人はその説明に従って求職活動等情報報告書を提出したものである。

以上の事情を踏まえると、支給中止の処分は違法又は不当である。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 法第16条は、事業者の供与する就労訓練事業が厚生労働省令で定める基準に適合している場合に都道府県知事の認定を受けることができるというもので、住居確保給付金受給者への就労機会の提供とは関係がない。

また、法第17条に関しては、審査請求人に対しては、支援プランに基づいて、就労支援員より履歴書・職務経歴書の書き方指導や求人情報の提供が実施された。また、公共職業安定所での職業相談、就職のあっせんについても利用が可能である。したがって、法第17条違反はない。

- (2) 住居確保給付金の新規申請の受付は毎月15日を期限としており、受付後速やかに審査を行い、支給決定通知を送付することとしている。新規に支給決定を受けた月（初月）は求職活動期間が短くなるものの、少なくとも月末より1週間以上前に決定通知書が申請者の手元に届くように送付している。

以上の取扱いのもと、確認書の誓約事項1③「原則週1回（1社）以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける」との規定により、やむを得ない理由がある場合を除き、初月についても、求人先への応募が0回の場合は中止決定することとしている。

令和3年（2021年）7月21日の三者面談で、求職活動等状況報告書に記載して報告すべき求職活動等の内容について、せいかつ応援センターの [] は審査請求人に対し、「生活や就労に関する相談は本日で満たしているため、その他の活動がどうしてもできなかった場合は、初月に限り全ての活動の要件を満たしていても良い。」と説明した。この説明を聞き、審査請求人は要件②及び③の両方についてゼロ回でも良いととらえたものと推測される。

相談員と審査請求人との間で認識に相違が出るような説明があったとはいえ、住居確保給付金の受給にあたり求職活動を行うことを事前に誓約している点、報告書等において回数を満たさなかった理由欄に「就活するのが億劫となった」と記

載がある点、処分庁が初回報告内容を受けて直ちに中止とはせず、再度活動報告を促した際の報告内容が、派遣会社からのメールの閲覧履歴のみであった点等を総合的に加味すると、支給中止との判断は妥当である。

第4 調査審議の経過

令和4年11月18日	諮問書の受領
令和4年12月19日	第1回審議
令和5年2月8日	第2回審議
令和5年3月24日	第3回審議

第5 理由

本件処分について

(1) 法は、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としている（法第1条）。そして、住居確保給付金は、離職等の理由により経済的に困窮した者の就職を容易にするため、現に居住する住居を引き続き確保させることを目的として支給される給付金である（法第3条3項）。

また、受給者が誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合や、就労支援に関する自治体の指示に従わない場合には、自治体は住居確保給付金の支給を中止することとされている（規則第15条）。

もともと、個々の受給者の置かれた具体的な状況は様々であり、また、求職活動の難易はその時々の経済状況等によっても左右される性質のものである。したがって、受給者が形式的に見れば就労支援に関する自治体の指示に従わなかったといえる場合でも、そのことについて正当な理由がある場合には、自治体は、住居確保給付金の支給を中止してはならないというべきである。（なお、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」問3-3において、要件③の解釈に関して、「当該要件を満たせなかったことにつき、やむを得ない事情が認められると判断された場合には、中止の決定を行う必要はない。」と記載されているのも、同趣旨と解される。）

(2) 本件では、審査請求人が令和3年（2021年）8月10日に提出した求職活動等状況報告書等を見ると、審査請求人は同年7月中に公共職業安定所で職業相談等を受けておらず、かつ、求人への応募も行っていなかったことが明らかである。したがって、形式的に見れば、要件②及び要件③がいずれも満たされていなかったことは明らかである。

(3) 審査請求人は、求職活動要件の内容について、せいかつ相談センターの職員から不正確な説明を受けていたと主張しており、処分庁も当該説明に「改善すべき点」（弁明書2（2））があったとしているので、以下、この点について検討する。

ア 宝塚市社会福祉協議会（せいかつ応援センター）は、令和3年7月ないし8月当時、法第5条2項に基づいて宝塚市からの委託を受け、生活困窮者自立相談支援事業を実施する者（自立相談支援機関）であった。

イ 住居確保給付金の支給の実施体制について、マニュアル（49頁）では、関係事務のうち、支給審査及び支給決定等の支給事務は自治体の責任において行うこととされ、一方、相談・受付業務、受給中の面接等の窓口業務においては、自立相談支援機関において実施するものとされている。さらに、マニュアルでは、「受付窓口は自立相談支援機関、支給は自治体となるため、自立相談支援事業を委託している場合や受付窓口と自治体が離れている場合などは、情報伝達に抜け漏れのないよう留意する」と記載されている。

また、マニュアル（60頁）では、住居確保給付金の決定通知書の交付は自立相談支援機関経由で行うこと、その際に自立相談支援機関が受給者に対して改めて誓約事項の内容を実行することを「伝達」すべきものとされている。この趣旨は、誓約事項の内容に関しては一義的には書面の交付をもって受給者に伝えるとしても、受給者の理解力や読解力には個人差があることから、自立相談支援機関が当該受給者の特性や能力に応じて適切な方法により誓約事項の内容を改めて伝達し、その内容を受給者に確実に理解させることを求めたものと解される。

以上のような自立相談支援機関の位置づけに照らすと、自立相談支援機関は受給者に対して直接対応する機関として、住居確保給付金の受給に際しても必要な事項を受給者に対して正確に教示すべき責務を負っていると言える。とりわけ、求職活動要件については、その不充足は住居確保給付金の中止という重大な不利益につながりうるものであるから、自立相談支援機関は、受給者に対して、その内容を明確かつ正確に説明すべき責務を負っているというべきである。

ウ 本件では、令和3年（2021年）7月21日に、審査請求人、はたらく応援センターの[]及びせいかつ応援センターの[]との三者面談が行われたことについては審理関係人の間で争いがない。

この面談の際の[]の発言について、処分庁は「（ハローワークへの相談、応募活動について）活動がどうしてもできなかった場合は、初月に限り全ての活動の要件を満たしていなくても良い」というものであったと主張しているのに対し、審査請求人は「初めは活動期間が短いため、求人への応募はしなくても良い」との説明であったと主張しており、その主張内容は対立しているが、証拠上、[]の具体的な発言内容を正確に認定することは困難である。

仮に処分庁の主張どおりであったとすると、当該発言について、審査請求人は、初月に限っては例外的に要件②及び要件③のいずれも満たさなくても差し支えないと解釈し、令和3年（2021年）8月10日に求職活動等状況報告書等を提出するまで、その内容を誤解したまま、[]の説明に従ったものと考えられる。

エ 処分庁は、仮に審査請求人の主張どおり、 が誤った説明をしていたとしても、求職要件の内容は確認書等の書面に記載されていることから手続に問題はなかったとしているが、確認書等の記載は、前記認定のとおり「月1回以上～」「月2回以上～」など、基本的に求職活動を行なう期間が1か月であることを想定した記載となっており、本件のように、受給者が支給の決定を知ってから、報告対象期間の終期となる月末までの期間が短期間（例えば10日程度）である場合についてはどのような取扱いとなるのか、明瞭に記載されていない。

このため、報告対象期間内の求職要件については、処分庁と受給者の間で、認識に齟齬が生じる状態であり、この点については、自立相談支援機関が明確かつ正確な説明を行わなかったことが原因であるから、審査請求人が求職要件を形式的に満たしていなかったとしても、それをもって規則第15条に定める「指示に従わない場合」とは言えない。それゆえ、指示に従わないとしてなされた本件処分は違法又は不当である。

第6 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は認容すべきである。

宝塚市行政不服審査会

会長 曾和 俊文
委員 岡本 英子
委員 宮地 重充